

上海における性風俗業の実態

—上海日日新聞を中心に

ソノヨノク
宋連玉

はじめに

元「慰安婦」金学順の衝撃的なカムアウトからすでに四半世紀経ち、「慰安婦」問題は戦時下の性暴力、女性に対する人権侵害問題として世界に広く認知されるようになった。その間、「慰安婦」被害者たちの勇気ある証言、市民団体と研究者の協力により「慰安婦」制度の実態が解明され、精緻な「慰安所」マップまで作成された。

いわゆる 1993 年の河野談話に伴い、日本政府は公的機関所蔵の資料収集と公開・刊行をしたが、その後も市民と研究者により資料の発掘は続けられている。

しかしこのような問題解決に向けた営為を否定するかのように、2015 年 12 月末に日韓外相会談で「慰安婦」問題の合意がなされた。日本にあっては第 2 次安倍政権、韓国にあっては合意直後に失脚した朴槿恵大統領の下で行われたのである。合意の背後には米国政府の圧力があったと言われ、また韓国内にあっては朴槿恵政権の不祥事の核心人物である崔順実がいるとされる。大統領弾劾を支持した多くの韓国国民が、被害者の意思を無視した合意だと反発し、見直しを求めるのは当然であろう。

しかし日本では「慰安婦」問題が日韓の間にだけ存在し、あたかも日韓のナショナリズムのせめぎ合い、あるいは韓国ナショナリズムのゴリ押しであるかのように世論がリードされ、「慰安婦」問題で交わされていた議論の核心が人びとの関心から遠のくばかりである。

例えば、議論の一つに「慰安婦」が公娼か否か、「慰安婦」強制性、「慰安婦」制度の違法性などの問題があるが、これは大きく見れば明治以降の帝国日本の国家的性格をどう評価するのかということとも深く関わるものである。

繰り返しになるが、秦郁彦は「慰安婦」制度は戦地における公娼制であり、公娼制は当時では合法だったと主張するのに対し、吉見義明は「慰安婦」制度と公娼制は本質的に異なるものであると反論する¹。吉見の反論の根拠として民間業者が経営していた公娼制とは異なり、「慰安所」は軍が運営に関与し、軍人専用であり、軍法が適用されていたという点を挙げる。

「慰安婦」を戦場や戦況によって異なる定義をするのは倉橋正直である。すなわち、長い戦争期間、広い戦域、軍隊の大きな規模によって、軍と性風俗産業の癒着が進み、それ

¹ 小野沢あかねも公娼は性奴隷と呼ぶにふさわしい境遇にあったといいながら、「慰安婦」制度と公娼制度は本質的に異なると主張する（「性奴隷制をめぐって—歴史的視点から」『戦争責任研究』84、2015 年）。

によって売春型「慰安婦」を形成したが、不安定な戦線下の東南アジアなどでは性奴隷型「慰安婦」を形成したとする。

また永井和は「慰安婦」制度は公娼制とは全く異なるものだと主張しながらも、吉見が「慰安婦」制度の違法性を主張するのに対し、永井は合法性を明らかにしたものだという解釈もある²。

これらの議論に共通するのは植民地主義についての認識が充分ではないということだ。

朝鮮の場合で言えば、開港（1876年）と同時に上陸した日本の公娼制は、朝鮮における日本軍の軍備拡張と植民地支配と並行して拡大し、整備されていった。吉見と秦は、「慰安婦」は公娼か、否かで認識が真っ向から対立するが、両者は植民地統治期を平時と看做し、市民法が適用されたという点では違わない。

しかし軍事強占だった植民地朝鮮が平時であったり、市民法が適用されるはずはないだろう。公娼制についても日本「内地」と同じ名称が使われていても朝鮮のそれとはその性格を異にしていた。戦地の典型的な「慰安婦」のケースであった場合でも、貸席やカフェーが軍の徴募に応じて「慰安所」に転業したり、軍隊が移動したために元の貸席やカフェーに戻ることもあったので、「慰安婦」制度の動態的把握という点でも議論の余地は残っている。

欧米の奴隷貿易や奴隷制は帝国主義時代には合法であり、それを今日に至って批判したり、告発する行為はとんでもない時代錯誤だとする意見もある。しかし2001年の「ダーバン会議」では奴隷制は植民地主義も含めて「人道に対する罪」と認定し、2016年6月にイギリス政府が植民地支配の暴力に対し、遺憾の意を表明し、補償した。ちなみに、このような潮流には「慰安婦」被害女性たちの人権回復の闘いが影響を与えているという。

昨今の植民地支配責任をめぐる思想的・運動的進展を念頭におきながら、歴史的・地域的に異なる公娼制の実態、「慰安婦」制度との異同を明らかにするために、本稿では「上海における遊廓と慰安所の関係性」（『日本学叢書』近刊）に次いで、上海での性風俗業の変遷を明らかにしてみたい。

1. 『上海日日新聞』について

まず本稿で一次資料として採用する『上海日日新聞』は、上海在住の日本人によって1914年に創刊されたもので、1904年に創刊された『上海日報』とともに、上海での有力新聞と並び称せられたものである³。

しかし創刊から15年間分が所在未確認であり、現在確認できるものは、東京大学に収蔵されている1931年1月から8月、1933年5月から1937年4月までの56か月分（DVD化されている）と、上海図書館別館に収蔵されているもの（1929年11月、1932年8月から12月、1933年1月から4月）ということだ⁴。

² 岡田泰平「日本軍「慰安婦」制度と性暴力—強制性と合法性をめぐる葛藤」『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、2018年。

³

⁴ 同紙の印刷は中国人の職工に委ねられており、1935年11月からは華字版も出された。1931

創刊者の宮地貫道（1872-1953）は、日本と中国との国民性の違いを訴え、互いの理解を深める助けにしたいという思いから新聞を発行したそうだが、戦況が進むにつれ宮地のそのような思いや主張は国策に合わなくなり、孤立感を深めていった。

新聞の発行時期や、宮地のジャーナリストとしての思いが反映されているのか、現存している『上海日日新聞』の三面記事には、居留民の実生活ぶり、とりわけ人身売買の被害者、性風俗業者に搾取される女性たち、なかでも朝鮮女性の悲惨な現実を伝える記事が多くみられる。

この点が『朝日新聞・中支版』（1938年3月22日～）との際立った違いといえよう。もちろん『朝日新聞・中支版』の発行されたのが、第二次上海事変の戦火がおさまった時期という時代背景もあるが、国策に従おうとするか、それに抗おうとするのかというメディアの姿勢の違いに、報道される人びとの異なる現実が伝えられている。

2. 上海における性風俗業

①料理店

日本領事館が上海における接客業（性風俗業）を管理し、取り締まるための法規として、1905年7月に「芸妓営業取締規則」（領事館館令3号）、翌1906年3月に「料理屋営業取締規則」（領事館館令第1号）を制定したのが嚆矢である。

背景には藤村屋という料理店が繁盛したのを受けて、1900年に六三亭、1901年に月廻家と、次々と料理店が開かれていった。

日露戦争後の1905年、1906年に取締規則が制定されたのを機に、それまで料理店一軒当たり芸妓の数を20人と制限していたのを解除した⁵。その後両規則は1909年、1910年に若干の削除と改正がなされたが、1939年に「料理店、飲食店、「カフェ」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特殊婦女取締規則」（領事館館令第1号）が制定されるまで大きな改編はなかった。

料理屋（料理店）は酒類販売と芸妓を置くことが許されたが、それに対し飲食店では両方とも許されなかった。しかし実際は飲食店でも酌婦を置き、酒類を販売するのを当局は黙許した⁶。

1918年の時点で、六三亭には41人の芸妓が、月廻家には39人の芸妓がいたということなので、人数制限が解かれて以来、抱え芸妓が2倍に膨れ上がっている。

前掲の『新上海』によると、芸妓の出身地は抱え主と同じところが多く、芸妓総数160人の半数は長崎を中心にした天草、島原で、大阪がこれに次いだ。また上海の芸妓はいわゆる常磐津や歌沢、清元といった芸事を身に着けている者は少なく、芸より性売買の側面

年1月以降から朝夕刊の通しページ数が書かれ、増減はあるが、ページ数は徐々に増えていった（徐静波「新聞で読む日本人の足跡」『共同研究 上海の日本人社会とメディア 1870-1945』岩波書店、2014年、参照）。

⁵ 杉江房造『新上海』日本堂書店、1918年、124頁。

⁶ 杉江房造前掲書、124～125頁。

が期待されていたことを窺わせる⁷。同じ『新上海』によると、上海在住の日本人総数 15,431 人に芸妓 160 人ということなので、芸妓が占める割合は 1%となる。1931 年の総数 25,009 人に対する芸妓 188 人は 0.75%となる。

これを在朝日本人社会で比較すると、日本人 514,666 人に対する日本人芸妓は 2,058 人で 0.4%となり、少し時期は異なるが、1925 年の京都と比較すると、芸妓数 1,919 人⁸を京都市全人口 679,963 人で割ると 0.28%となる。要するに上海での芸妓が京都はもとより朝鮮よりも高い比率を示していることが判明する。

もちろん「内地」「占領地」「植民地」など異なる状況にあって芸妓の意味するところも微妙に異なるが、そのような事情を勘案しても上海での芸妓比率が高いのは否めないだろう。

上海における日本人人口は日露戦争、辛亥革命と歴史的イベントを経るたびに増加したが、1927 年 2 月に国民党軍の北伐で上海付近の戦闘が始まり、特別陸戦隊の派遣された時期から 1937 年の 10 年間は 23,000 人から 27,000 人の間で推移した。

単身男性が多い移民社会で、領事館（＝日本政府）の側でも性風俗業に対して国家的対面を考慮しながら、上海での日本人社会の発展のために管理・取締をせざるを得なかったのである⁹。

『上海日日新聞』1931 年 2 月 8 日付けの記事によると、領事館令として芸妓の年限を 4 年とし、前借金は 1200 円を超えないこと、自賄芸妓（前借金のない芸妓）には無供金が建前となっている。しかし営業者からすると前借金は高利の利息分が業者の利益になるので、業者は自賄で始めた芸妓に対しても必要に応じて金を融通する許可を要請している。

また日本「内地」では年限に対する当局の制限はないのに、上海での 4 年という年限を 3 年ないしは 5 年に変更してほしいこと、前借 1500 円を希望する芸妓もいるので領事館の 4 年 1200 円という規定も変更してほしい、これらの規定が芸妓募集の妨げとなると当局に請願していることが記事から窺える。性風俗業界は銀貨高騰の不景気の下で経営していても、芸妓を増員しようとしていたのである。

同時に、業界は世相の変化に対応するために料理店のダンスホール化も図っていく。1931 年 6 月に月廼家がダンスホールを新築する¹⁰が、これを皮切りにダンスホールに衣替えする料理店が増加する一方で、流行に乗り遅れた料理店は淘汰されていき、上海の性風俗業が大きく変容を迫られていた。

このような浮き沈みの激しい上海の性風俗業界にあって、業者に不当に待遇され、収奪される女性も少なくなかった。料理店が生き残りをかけてダンスホール化しつつあった同じ頃、京亭の八郎（本名、森川徳子）という芸妓が、稼ぎ高を明示せず契約不履行する営業者の福井小麟を警察へ告発する事件が『上海日日新聞』に報道されている¹¹。京亭とは 1910 年代に開店した中堅の料理店であるが、福井は自賄芸妓の稼ぎ高から抱え主が差し引く所得を所定の歩合（2 割 8 分）よりも多く差し引いていた上に、検番からの借入れ金

⁷ 杉江房造、前掲書、127 頁。

⁸ 太田達・平竹耕之『京の花街 ひと・わざ・まち』日本評論社、2009 年、86 頁。

⁹ 宋連玉「上海における遊廓と慰安所の関係性」『日本学叢書』参照。

¹⁰ 『上海日日新聞』1931 年 6 月 30 日。

¹¹ 1931 年 6 月 23 日。

を口実に八郎には給金を与えていなかったということだ。

この事件は文字や言葉に精通する芸妓だから不当な搾取に抗議できたが、氷山の一角として水面下にこのような不当な待遇に苦しむ女性は少なくなかったと思われる。

②貸席

性売買という点から見るとグレーゾーンが伴う料理店とは異なり、貸席は「内地」の貸座敷と類似した、性売買が公認された場所である。『上海案内 第8版』（1919年）では上海で貸席が出現したのは1907年7月からだとされるが、領事館が許可したのは三好館が1911年5月28日、大一が1910年2月8日、小松が1918年7月17日となっている¹²。永楽館は1926年に焼失したが、矯風会上海支部による再建反対運動が功を奏し、営業を継続することはできなかつた¹³。

3軒の貸席営業に関して引き続き廃業を訴えた矯風会だが、1930年以前にも久布白落実、守屋東、林歌子、城のぶといった矯風会幹部が上海にやってくるまで実情視察をしていた¹⁴。

1930年3月20日に中国公安局が日本領事館に4月10日限りで貸席営業を禁止し、転業、もしくは共同租界への移転を求めた。日本人の貸席営業者からの収賄の疑いまで受けた中国公安局黄科長が直々に領事館を訪問し、廃業するように強く訴えた。

矯風会上海支部の古屋静子からの書信でこの事実を知った矯風会本部は外務省へ貸席廃業の請願を出し、外務省から上海総領事館へ4月11日、総領事館から外務省へ5月1日に機密文書が交わされた。

結論から言えば、4月7日に三好館、小松、大一の3貸席は旅館業兼料理店としてそれぞれ光月、松亭、一福と屋号を変え、建物も妓楼的施設を改築し、応接間に掲げていた芸妓の写真をはずすように領事館から命じられた。抱えの乙種芸妓（実質的には貸座敷の娼妓）を酌婦と改称¹⁵させ、さらに新規に娼妓を雇い入れたり、営業の拡張をしないことを約束させ、廃業への準備期間とした。

1904年に制定された宿屋営業取締規則（館令第5号）の第4条には「宿屋営業者ハ同家内ニ於テ料理店、飲食店営業ヲ兼ヌル事ヲ得ス」とあるが、3軒には料理店と旅館の兼業を認め、一般旅客の宿泊を禁じた。要するに領事館側は3軒の貸席に対し特例を認め、日本人業者に廃業命令を下すまでだと条件をつけて「営業を継続せしめた」。

国家からすると貸席は「隠し子」のような存在で、3貸席は「頭隠して尻隠さず」の状態でも命脈を維持してきたが、廃業はおろか次の戦争、すなわち第一次上海事変の時に飛躍の契機をつかむのであった。

③海軍慰安所

第一次上海事変（1932年1月28日—3月3日）が日本側の勝利で収まると1932年10月に「海軍特別陸戦隊令」により上海海軍特別陸戦隊は日本海軍唯一の常駐部隊となり、

¹² 外務省外交史料館『在外本邦売笑婦取締並送還関係雑件』（第1巻）K3.3.0.2.

¹³ 注12に同じ。

¹⁴ 注12に同じ。日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』（ドメス出版、1986年）には幹部の上海視察は記録されていない。

¹⁵ 『中支版』21163頁。ここでは1931年11月25日から酌婦と呼び変えたとある。

2 個大隊基幹の 2,000 人が上海に常駐した。

日本海軍特別陸戦隊は租界防衛を名分に 1914 年から常駐していたが¹⁶、1927 年 2 月、上海クーデター時に陸戦隊 1 個大隊から始まり、5 個大隊の連合陸戦隊編成に至った。情勢が安定すると陸戦隊の多くは日本に撤収したが、1928 年時点で上海陸戦隊の名で 600 人が残り、満州事変が勃発すると 900 人に増員された。1929 年には上海陸戦隊本部ビルが日本人集住地区の虹口区に竣工する。

このような兵力の増大に備えて慰安所が開設されるのだが、最初に開設されたのは第一次上海事変直後の海軍慰安所である。事変の同年、すなわち 1932 年年末に行われた領事館の調査では、海軍慰安所として 3 軒が廃業し、17 軒が営業中と記録されている¹⁷。ここでの廃業 3 軒とは上記の 3 軒の貸席を指すものと思われる¹⁸。

領事館公認（場合によっては黙認）のもとで日本男性対象の性売買を担ってきた 3 軒の貸席が、初めは海軍慰安所に接収されたが、すぐに撤退したのには軍と業者側、双方の利益、都合が合わなかったためであろうが、その後、大一は大一サロンと改称して将校相手の高級クラブに転身する。

軍からすると従来の貸席では徹底した性病検査や営業者・買春兵士を統制・管理するには不都合だった。三好館、小松、大一の 3 貸席は呉淞路松栢里 744、虬江路大富里 5 号、東宝興路 125 号と散在していたので、軍の監督・管理には適さなかった。

新規開業した 17 軒の海軍慰安所は北四川路横浜橋傍らの美楯里と克明里の 2 区画内に営業が指定された。美楯里と克明里に慰安所が開設された正確な時期は不明だが、『上海日日新聞』（34 年 1 月 22 日）の記事では先に開設されたのは美楯里であり、克明里はその後に開設された模様だ¹⁹。

公文書や『上海日日新聞』、『上海案内』などを総合すると、初めは 3 軒の貸席以外には土着派といわれた古参組は慰安所運営者にはいないようだが、1934 年 1 月の資料では東優園運営者が馬場伴三から古参組の桑原潤次郎に代わっている。しかし 17 軒の慰安所で桑原以外は土着派が見られないところから、海軍が慰安所を開設するにあたって、軍御用達とも言える、資金面からも性病検査の面でも信頼できる業者を「内地」あるいは上海以外の地域から伴って来たものと推測される。

上海の酌婦（＝「内地」における娼妓）²⁰は、第一次上海事変以前は 3 軒で 30 人前後だったが、慰安所開設後は 5 倍強の 166 人に増加している。海軍慰安所の 17 軒から割り出

¹⁶ 高橋孝助、古厩忠夫『上海史—巨大都市の形成と都市の営み』東方書店、1995 年、125 頁。

¹⁷ 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992 年、90 頁。

¹⁸ 『中支版』昭和 7 年中犯罪件数及検挙件数に帝国外婦女誘拐が 1 件、密売淫 22 件（21485 頁～21486 頁）、昭和 6 年中犯罪件数及検挙件数に密売淫 26 件、媒合容止 16 件（21200 頁）が報告されている。

¹⁹ 『上海日日新聞』の記事内容では、33 年秋に克明里の慰安所が開設され、先に開設された美楯里慰安所と客の奪い合いをしているという内容だが、「上海に於ける外出員心得」（アジ歴デジタル資料 Ref.C14120189800）に記録されている業者と場所が一致しないなど不正確な面もある。新聞記事によると、結局、客の取り合いで経営が困難になっている現状を領事館警察に訴え出た際に、美楯里側では曙楼主の村上富雄、克明里側の代表として東優園楼主の桑原がその任にあたった。

²⁰ 『上海日日新聞』で見る限り、慰安所に抱えられた女性を酌婦と呼びならわした。

すと、一軒に 10 人前後の女性を抱えていたことになり、それまでの貸席と抱え妓の数は近似している。

料理店の芸妓や貸席の酌婦（＝娼妓）は日本女性が雇い入れられたが、密売春の多くは朝鮮女性であり、慰安所にいた女性は日本人、朝鮮人が入り混じっていた。

以下に『上海日日新聞』の記事から、慰安所にいた女性たちの姿を紹介してみたい。

美楯里、曙（村上富雄経営）にいた長崎出身の日本女性、紀佐子こと荒川知子（26 歳・仮名）は明治大学法科に学んだこともある「インテリ女性」だが、家産の破産と離婚による生活苦から 1934 年に前借 300 円で上海に売られて来た。しかし稼業をするうちに性病で入院を余儀なくされ、急転した自分の人生を儚んで自殺未遂をしている²¹。

1933 年に上海に来て、前借 50 円で子守奉公をしている山下芳子（20 歳・仮名）には美楯里の慰安所に姉がいたが、親元に呼び戻された後に転売された。芳子は姉と同じ境遇に陥らないためにも親元からの連絡を警戒し、警察に保護願いを出してきた²²。

新聞を数日²³にわたって賑わしたのは長崎県出身の草野初代（21 歳・仮名）である。草野は 1932 年 4 月から貸席・小松亭に抱えられたが、前借が減らないので 34 年 1 月に慰安所・千登勢に鞍替えした。性病に罹っても接客を強要する抱え主の虐待に耐えかねていたが、慰安所付きの医師からも診断書を出してもらえず、「現在の淫売を心から憎み、心から疎んでいます。いくら考えても働く勇氣は出ません」という内容の遺書を残して自殺を図った。結果的には一命をとりとめ、警察に抱え主を説諭してほしいと願い出るも自分の切実な思いを受け入れられずに失踪する道を選んだ。

李奉石（21 歳）は朝鮮慶尚北道出身だが、1932 年に 1 年 8 ヶ月、前借 180 円の契約で曙（村上富雄経営）の酌婦となった。しかし満期になっても解放されず村上に期間を延長された。その後、病気で休業したことがもとで帳場の男性から殴打されたことで警察の知る所となり、村上是旅費を与えて帰国させることを約束した。実際にこの約束は履行されたのかどうかは不明である²⁴。

郁子こと柳甲珍（20 歳）は間狩源次経営の都亭にいたが、帳場の男性と口論したことで、間狩から解雇された。前借 100 ドル（1 ドルは 2～5 円で変動）の返済のために都亭を出るわけにもいかず、だからと言って物品の購入が高価に設定してある慰安所内でしかできないために身動き取れない状態を領事館警察に訴え出た。²⁵

都亭と上海倶楽部を経営していた間狩源治は、1937 年 12 月に慰安婦徴集の許可を福岡県知事から得るほど優遇されている²⁶し、同じく海軍指定慰安所・曙の経営者である村上富雄は、慰安婦の徴集において「内地」の協力者が 1936 年 12 月に女性の国外移送誘拐の罪（刑法 226 条）で裁かれた²⁷時も女性たちの誘拐に直接関与していないということで懲

²¹ 『上海日日新聞』1934 年 3 月 15 日。

²² 『上海日日新聞』1934 年 6 月 1 日。

²³ 『上海日日新聞』6 月 24, 25, 29 日。

²⁴ 『上海日日新聞』1934 年 4 月 29 日。

²⁵ 『上海日日新聞』1934 年 8 月 1 日。

²⁶ 吉見義明編、前掲資料、100 頁。

ちなみに間狩は日本の敗戦後、滋賀県の郷里に戻るまで上海に滞在していた（上海邦人帰国名簿発行所『上海邦人帰国者名簿』1946 年）。

²⁷ 大審院『大審院刑事判例集 第 16 巻第 4 号』法曹界、1936 年。この資料によると、村上是

罰を免れている²⁸。海軍慰安所内ではともに有力者だと言えよう。

日本人酌婦とは違って、李奉石と柳甲珍は実名で紙面に出てくるが、二人とも帳場の男性からハラスメントを受けているところに民族差別的な感情が介入していたのではないだろうか。

概して、身売りされた女性たちの痛苦は、故郷から離れた距離と時間に比例して大きくなるが、朝鮮女性の場合はそれに加えて、民族差別からくる侮蔑的な待遇を受けなければならなかった。

3. 戦争が拡大する性風俗業—慰安所を同心円にした重層的構造

関東大震災後に増加したカフェーはエロ化することで競争に打ち勝とうとした。女給は店主から定まった給与を受けず、もっぱらチップを収入源にしていた給与体系がエロ化に拍車をかけたが、カフェーの急増は花柳界経済を圧迫し、花柳界のモダン化を促した。1931年には日本全国で、カフェーの女給が芸娼妓それぞれの総数を上回るほどになった²⁹。

カフェーブーム、花柳界のモダン化は日本の植民地や占領地にも波及し、前述のように上海でも老舗料理店のダンスホール化が見られた。

このような世相を反映して『上海日日新聞』では1931年7月12日から秦賢助作の「エログロ怪奇小説 売笑婦」というタイトルの連載小説が予告されていた。

それに拍車をかけたのは、上海において国家機関の中枢にある軍隊が慰安所を開設したという事実である。それは類似した性風俗業の存在を公然と認める許可証であり、その相乗化により性風俗業はかつてなく隆盛した。

1930年に甲種芸妓、乙種芸妓、旅館・飲食店などの女中、女給、ダンサー、洋妾、私娼を合計した総数が1,290人³⁰いたので、同年の上海在住日本女性11,180人の11.5%が性風俗業に従事していたか、その周辺にいたことになる。

<表1>

種別	1928	1929	1930
甲種芸妓	180	158	173
乙種芸妓	32	32	19
旅館・料理店・貸席、飲食店女中	364	429	386
女給	28	36	43
ダンサー	73	148	164

1930年11月ごろより上海で兵士対象の性売買業を営んでいたが、海軍が指定慰安所を開設することを知り、業者として応募したものである。

²⁸ 裁判の過程では日本が占領した地域への移送だから海外移送に該当しないという弁護側の主張もあったが、誘拐と移送に関わった人物は2年の懲役刑を言い渡されている。

²⁹ 寺澤ゆう「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界—動揺の裏側にある女給の労働実態—」『立命館大学人文科学研究紀要(103号)』2014年3月。

³⁰ 『中支版』21097頁。

洋妾	206	197	159
私娼	471	385	346
計	1,354	1,385	1,290

<表 2>昭和 6 年 12 月末調芸妓酌婦其ノ他接客婦女

種別	人員
芸妓	188
酌婦 (娼妓)	28
旅館、料理店、飲食店女中	115
女給	206
ダンサー	239
私娼	450
計	1,226

31

<表 3>

	本年	昨年	増減
芸妓	204	275	-74
酌婦	185	163	+22
仲居	188	120	+68
女中	497	542	-45
ダンサー	187	245	-58
その他	340	518	-178
合計	1601	1863	-262

<表 4>

	本年	昨年
邦人	4,654	6,396
鮮人	101	162
台湾人	42	37
支那人	29	21
その他外国人	35	24
計	4,861	6,640

32

性風俗業に従事する女性の総数は、在上海の日本人人口 29,011 人³³から割り出すと、

³¹ 『中支版』 21192 頁。

³² 『上海日日新聞』 1934 年 1 月 24 日。原文通りの言葉使いをしていることを断る。

³³ 和田博文「上海日本人社会の形成と発展」前掲『共同研究 上海の日本人社会とメディア』

6.4%、1934 年は 28,802 人から割り出して 5.5%となる。1934 年に比率が下がっているのは駐留軍人数の変化、戦争景気の沈静、当局の取り締まり強化などが影響していると思われる。

上海ではカフェー、飲食店に雇用する女給数の上限を 7 名としており、増員の場合は組合の連署と監督官庁の許可を必要としたが、実際にはこの原則に背き、14 名、15 名の女給を雇用しているところも多いので、機会均等を求める声があがっていた³⁴。

領事館警察ではカフェー、飲食店に見られる「桃色跋扈」を理由に一斉臨検し、無届女給や、飲食の提供より性売買を主とするカフェーに対し厳重に注意をした³⁵。その結果、取締りの効果が表れ、届け出する女給が激増し、係官も苦笑するしかなかった³⁶。

1930 年代に入ってから性風俗業界の変化をいっそう促したのは第 1 次上海事変であったが、業界に朝鮮女性が多く登場するようになるのもこの時期の新しい変化である。1930 年代の朝鮮農村の貧窮は女性を性風俗業に吸収する要因となり、朝鮮内から陸続きの中国へと人流を促した。社会主義者の李如星(1901-?)は具体的な数は挙げられていない(当然のことだが)が、「密売春婦」と海外に人身売買される女性総数が著しく増加していると記している³⁷。

<表 5> 在上海・朝鮮人人口³⁸

	男	女	計
1922	512	140	652
1923	430	181	611
1931	717	139	856
1932	883	323	1,211

1931 年の年初に上海のキャバレーに働いていた女性たちの出身地でも、朝鮮は長崎、大阪、兵庫、東京、三重、福岡の次になっている³⁹が、<表 5>を見ると、1932 年に朝鮮女性が著しく増えていることに気づくだろう。

このような朝鮮女性に対し、日本男性がどのようなまなざしを向けていたのかを雄弁に語るのが、柏木節の「朝鮮の女」という文章である⁴⁰。

顔におしろいや紅をコタコタ付けて外国の水兵と一所に歩いて居る女が居ましたが跡を見送って居る支那人は日本人だと云ふて居ました、私等の目には朝鮮人とすぐわかりますが支那人は日本人と見てしまいます、なる程日本人には相違ありませんが日本人の顔に泥を塗る様な事はしてもらいたくないものです、余りだらしない風をし

1870-1945』岩波書店、2014 年、参照。

³⁴ 『上海日日新聞』1934 年 7 月 7 日。

³⁵ 『上海日日新聞』1934 年 8 月 28 日。

³⁶ 『上海日日新聞』1934 年 9 月 2 日。

³⁷ 「朝鮮の芸妓・娼妓及酌婦数」『新家庭』1934 年 7 月号。

³⁸ 『中支版』20339 頁、21184 頁、21462 頁。

³⁹ 「上海のキャバレーと彼の女」『上海日日新聞』1931 年 1 月 1 日。

⁴⁰ 柏木節『上海みやげ話』(全文漢字にはルビ付き)、上海美術工藝製版社、1936 年。

たり風俗を乱す様な事はして居ったりする事は国際都市の上海ですから外人や支那人は皆日本人はあんなのであると見る場合があるかも知りませんが、またこんな者はよく不運な闇の女に多い様です、少し慎んでいただきたいものです。

『外務省 警察史 中支版』(21029～21032 頁)に記録された「在朝鮮人状況(昭和5年11月調べ)」によると、1919年4月に仏租界にて大韓民国臨時政府の創設以来、朝鮮人渡航者は増加し、1929年には937人の朝鮮人が在住するようになったが、朝鮮内にて事業に失敗し、辛うじて生計を維持するものが多いこと、「女子は密売淫を常習とする者多い」ことが書かれている。

朝鮮女性が急激な増え方をした1932年の在上海の日本男性は15,006人、女性は11,718人で、比率からすると朝鮮女性は日本女性の2.7%にしかない。圧倒的なマイノリティでありながら『上海日日新聞』に登場する頻度ははるかに朝鮮女性が多く、しかも大部分が慰安所か飲食店、カフェー、ダンスホール、密売春に従事し、人身売買などで上海にたどり着いた犠牲者である。

植民地経済が破たんし、疲弊した朝鮮の町や村で活路を求めてさまよっていた女性たちを満洲から中国各地に連れ出した背景には日本の侵略戦争があり、吸引する受け皿として慰安所を同心円にした、カフェー、ダンスホール、飲食店、密売春業など性風俗業の重層的構造があった。

慰安所にいた二人の朝鮮女性のケースを紹介したが、密売春する女性の場合はそれ以上に悲惨である。

1932年に17軒あった海軍慰安所は、1937年に7軒に減っているが、それは上海での陸軍と海軍の力関係の変化や占領が進むにつれ他の接客業が増加し、慰安所としての需要が少なくなったことなどが考えられる。1999年9月に現地調査をした西野瑠美子によると⁴¹、厳しい慰安所規定を嫌って兵隊が来なくなり、立派な設備を整えた楊家宅の慰安所が民間経営に移行したケースも紹介されている。

1939年に「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特殊婦女取締規則」が館令第1号として発布されたのも、軍営慰安所から民営慰安所もしくは一般客対象の接客業へと状況変化したことへの対応なのであろう⁴²。

おわりに

本稿では紙幅の都合で第2次上海事変以降について十分に論ずることはできなかったが、特別陸戦隊から北上した位置するところに新たに陸軍の本拠地が建設され、それに伴い性風俗業も同様の広がりを見せる。まさに慰安所設置が性風俗業の全面展開の起爆剤となるのである。

軍慰安所は、民間経営者が利益を上げるために往々にして手抜きした性病検査を徹底的

⁴¹ 「上海の慰安所・現地調査報告」『季刊戦争責任研究』第27号、2000年春季号。

⁴² 藤永前掲<資料紹介>。

に実施するための施設である。いわば公娼制の本来の目的である、兵士の安全のための徹底した性病検診を軍隊が直接監視・監督して実行するものである。

国家の中枢機関である軍隊が兵士に「性的サービス」の機会を与え、奨励するという事実は、周辺にあらゆる性風俗業の存在を認める口実となった。それは上海での事例でみてきたとおりである。

慰安所の出現は風前の灯であった貸席を蘇生させたばかりか、事業発展のチャンスを与えた。疑似恋愛感情を容易に味わえるカフェー、ダンスホールはいうまでもなく、密売春をその外延に拡大させ、相乗させたのは、まさに戦争とそれを担う軍、軍の慰安所である。少なくとも上海のケースは、公娼制と「慰安婦」制度、それ以外の性風俗業が互いに役割分担を果たしながら、戦時景気を維持し、戦争を下支えする構造の全容を見る必要があることを示しているのではないだろうか。